

平成 28 年度

第 12 回 庄原市農業委員会総会 会議録

日 時 平成 29 年 3 月 6 日（月） 午後 1 時 30 分～

場 所 庄原市口和自治振興センター 1 階 大集会室

議案 1 農業委員・農地利用最適化推進委員の募集要項について

議案 2 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案 3 農用地利用集積計画（平成 29 年 3 月 30 日公告）の決定について

議案 4 農地中間管理事業に係る農用地配分計画原案の承認について

議案 5 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議案 6 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案 7 非農地証明申請について

備 考

庄原市農業委員会

各委員の出欠状況

席番	氏名	出席	欠席	席番	氏名	出席	欠席
(庄原)				(東城)			
1	中谷 憲登	○		22	川本 輝磨	○	
2	入田 正義	○		23	山田 喜章	○	
3	世良 昭宣	○		24	長谷 時男	○	
4	佐々木 美千江	○		25	田森 光洋	○	
5	沖田 至	○		26	藤井 佳子	○	
6	塩谷 良三	○		27	明賀 美伸		○
7	田邊 良三	○		28	柳生 卓三	○	
8	倉本 寿憲	○		29	高坂 勝博	○	
9	植木 登夫	○		30	竹田 弘稔	○	
10	伊藤 忠明	○		(口和)			
11	尾原 春良	○		31	澁川 玉素	○	
12	横田 光生	○		32	前田 憲二	○	
13	木村 英宗	○		33	岩瀧 功	○	
14	原田 武次	○		34	道下 和子		○
15	増谷 克則	○		(高野)			
(総領)				35	長瀬 裕浩	○	
16	佐々木 聖	○		36	横谷 康幸		○
(西城)				37	島津 秀樹	○	
17	森兼 貢	○		38	向田 純子	○	
18	前本 旭	○		(比和)			
19	田邊 幸美	○		39	松長 百合子	○	
20	田澤 信雄	○		40	三上 静馬	○	
21	樋口 研二	○		41	松島 哲明	○	
				42	井西 一行	○	

事務局出欠状況

役職	氏名	出席	欠席	役職	氏名	出席	欠席
(本庁)				(口和出張所)			
事務局長	松永 幹司		○	出張所長	道岡 泰之		○
係長	岸 泰弘	○		係長	杉谷美和紀	○	
主任	成相美保子	○		(高野出張所)			
主任	森戸 活美	○		出張所長	森木 博雄		○
(西城出張所)				主任	山際 廣隆		○
出張所長	中村 裕造		○	(比和出張所)			
係長	長谷 明秀		○	出張所長	小笠原圭二		○
主任主事	橋本 和憲	○		係長	石田 泰清	○	
(東城主張所)				(総領出張所)			
出張所長	津村 効		○	出張所長	菅原 道教		○
主事	山上 翔大	○		主任主事	角脇 健太	○	

(午後1時30分)

農地係長：ただ今より、平成28年度第12回庄原市農業委員会総会を開催いたします。

本日は、27番明賀委員、34番道下会長代理、36番横谷委員、からの欠席の届出をうけております。

それでは、会議規則第6条の規定により会長に議長を務めていただきます。

議 長：それでは、会議を開会いたします。

ただいまの出席委員は 39 名です。よって、本総会は成立していることを報告いたします。

議 長：本日の議事録署名者を指名します。30 番竹田委員さんと 31 番澁川委員さんの両委員さんを指名します。両委員さん、よろしくお願ひします。

議 長：それでは、議案第 1 号「農業委員・農地利用最適化推進委員の募集要項」を上程します。事務局からの説明を求めます。

(事務局員 (本庁)：(つぎの議案説明資料にて説明 以下 略)

議案 1 庄原市農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規則

議案 1 庄原市農業委員会の農地利用最適化推進委員 (推進委員) 募集のご案内

その他参考資料

議 長：以上説明が終わりました。ここで質疑・意見を受付けます。

10 番伊藤委員 2 点お聞かせいただきたい。1 点目は委嘱に関する規則についてですが、応募等手続のことは規定してあるが、委嘱の行為の規定がない、委嘱に関する規則と銘打ってあるので、農業委員会で決定するなどの規定条項がないといけなのではないか。もう 1 点は 推進員の選考方法についてですが、候補者の選考は、現農業委員であるのか、現農業委員で候補者の選考を行っても法的に大丈夫なのか。

事務局 1 点目ですが、規則については、法制係に、助言をいただいている。今回の規則案は、法律に規定しているところは、省いている。わかりやすく規定しようということなら この場でお願ひしたい。規則へ入れる文言は、条をずらし、「農業委員会で選考し、連絡し委嘱する。」のような形が考えられる。

2 点目についてですが、農業委員については、評価委員会を検討しているようであるが、最適化推進委員については、農業委員会で選考決定する事となります。平成 29 年 7 月 20 日以降の推進委員の委嘱行為については、新体制の農業委員会ということになるが、それまでの流れについては、農業委員会できめることが規定されている。

議長 その他ございませんか。

10 番伊藤 解っているようでわからないので確認しておきたい。7 月 20 日以降の新体制は、農業振興課の中の係のような位置づけになるのでしょうか。

事務局 組織の位置付けについては、変更されておらず独立した行政委員会である。選任の仕方が変わるということです。

議長 よろしいでしょうか。その他にありますでしょうか

(なしの声あり)

議 長：ないようですので、採決に移ります。

議案第1号「農業委員・農地利用最適化推進委員の募集要項」について提案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手多数 決定されました。

10番伊藤 今回、募集要項に関連して、「庄原市農業委員会 農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規則」も提案されている。議決を取らなくてもよいのか。

議 長 併せて「庄原市農業委員会 農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規則」について採決を取りたいと思います。「庄原市農業委員会 農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規則」について提案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員決定されました。

議 長：それでは、議案第2号「農地法第3条の規定による許可について」を上程します。

それでは受付番号61番から64番の件について事務局からの説明を求めます。

(事務局員(本庁)：(議案説明資料にて、権利を設定、または移転しようとする事由、権利を取得しようとする者の世帯員の農業従事状況並びに農機具等の保有状況を説明 以下 略)

議 長：以上説明が終わりました。ここで質疑・意見を受付けます。

(なしの声あり)

議 長：ないようですので、採決に移ります。

「農地法第3条の規定による許可について」

受付番号61番から64番までについて一括採決したいと思います。これにご異議ございますでしょうか

(なしの声あり)

ないようですので受付番号61番から64番を許可することに、賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員 決定されました。

議 長：続きまして、議案第3号「農用地利用集積計画の決定について」を上程します。

事務局からの説明を求めます。

(事務局員(本庁)：説明 以下 概略)

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画書の平成29年2月期の申出分については、別紙 「平成29年3月30日公告 利用権設定内訳」のとおりです。

(内訳を読みあげる。以下略)

以上の農用地利用集積計画はこの農業委員会の承認後、本市農業振興課での公告・縦覧を経て正式に契約成立となります。

議 長：以上で説明が終わりました。ここで質疑・意見を受付けます。

(なしの声あり)

議 長：無いようですので、採決に移ります。

「農用地利用集積計画の決定について」提案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。
挙手全員 決定されました。

議 長：続きまして、議案第4号「農地中間管理事業に係る農用地配分計画原案の承認について」を上程します。事務局からの説明を求めます。

(事務局員(本庁)：説明 以下 概略)

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定に基づく農用地利用配分計画の案が別紙のとおり提出され意見照会がなされております。

(内訳を読みあげる。以下略)

議 長：以上で説明が終わりました。ここで質疑・意見を受付けます。

(なしの声あり)

議 長：無いようですので、採決に移ります。

「農地中間管理事業に係る農用地配分計画原案の承認について」提案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。
挙手全員 決定されました。

議 長：つづきまして議案第5「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程します。
受付番号25について事務局からの説明を求めます。

(事務局員(本庁)：説明 以下 概要)

受付番号25

位 置 等：説明資料の2ページから3ページに記載

転用事由：資材置き場

他 法 令：特になし

周辺影響：影響ないと確認

除外手続：除外手続済み

議 長：以上で説明が終わりました。ここで質疑・意見を受付けます。

議 長：その他ありませんか

(なしの声あり)

議 長：ないようですので、採決に移ります。

受付番号25について、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。
挙手全員 決定されました。

議 長：つづきまして議案第6「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程します。
受付番号24から27の4件について、事務局からの説明を求めます。

(事務局員(本庁)：説明 以下 略)

受付番号24

位 置 等：説明資料の2ページ、4ページに記載
転用事由：太陽光発電設備
他法令：発電設備の認定済
資金計画：1800万円全額借入資金
周辺影響：影響ないと確認
除外手続：除外手続済

受付番号25

位 置 等：説明資料の2ページ、5ページに記載
転用事由：太陽光発電設備
他法令：発電設備の認定済
資金計画：1700万円全額借入資金
周辺影響：影響ないと確認
除外手続：除外手続済

受付番号26

位 置 等：説明資料の6ページ、7ページに記載
転用事由：工事用残土処分地(一時転用)期間延長
他法令：土砂条例については、5条許可後延長申請予定
周辺影響：影響ないと確認
除外手続：手続不要

受付番号27

位 置 等：説明資料の8ページ、9ページに記載
転用事由：太陽光発電設備
他法令：発電設備の認定済
資金計画：8,500万円 6,000万円自己資金、2,500万円借入れ
周辺影響：影響ないと確認
除外手続：除外手続済

議 長：以上で説明が終わりました。ここで質疑・意見を受付けます。

10番伊藤 受付番号26について、再延長ということだろうが、いつまで土砂置き場の状態が継続する
のか。

事務局 土砂埋立行為許可通知書によれば、平成30年1月30日までとなっております。

議 長：その他ありませんか

(なしの声あり)

議 長：ないようですので、採決に移ります。

「農地法第5条の規定による許可申請について」受付番号24から27の4件を一括で採択したいと思っております。これにご異議ございませんか。

(なしの声あり)

議長：受付番号24番から27番について申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。
挙手多数 決定されました。

議長：続きまして、議案第7号「非農地証明について」を上程します。
受付番号59から68の10件について事務局からの説明を求めます。

(事務局員(本庁)：説明 以下 略)

受付番号59

位置等：説明資料の2ページと10ページに記載

潰廃事由：ほ場整備時の残地で耕作に不向きな地形 昭和55年頃から資材置き場などに利用

現地確認：傾斜があり耕作が不向きな土地などで農地として復旧することが困難と現地確認

受付番号60

位置等：説明資料の2ページと11ページに記載

潰廃事由：昭和55年頃から宅地への進入路

現地確認：私道で4メートルの宅地進入路、農地として復旧することが困難と現地確認

受付番号61

位置等：説明資料の2ページと12ページに記載

潰廃事由：昭和60年から遠方に住んでおり耕作できず現在に至る。

現地確認：松、ヒノキ、笹の群生する山林、笹、カヤが繁茂する原野となっており農地として復旧することが困難と現地確認

受付番号62

位置等：説明資料の2ページと13ページに記載

潰廃事由：昭和63年頃ほ場整備の残地で極小農地を宅地拡張の際に宅地に取り込んでしまった。

現地確認：現地は宅地として利用しており農地に復旧することが困難と現地確認

受付番号63

位置等：説明資料の2ページと14ページに記載

潰廃事由：平成5年頃に農作業所として利用し、その後拡張を行った。

現地確認：作業所として利用されており、農地として復旧することが困難と現地確認

受付番号64

位置等：説明資料の6ページと15ページに記載

潰廃事由：昭和63年頃に消防団の屯所を建ててしまった。

現地確認：現地には屯所が建っており、農地として復旧することが困難と現地確認

受付番号65

位置等：説明資料の16ページと17ページに記載

潰廃事由：昭和42年頃から耕作不便で耕作放棄

現地確認：雑木の繁茂する山林となっており農地として復旧することが困難と現地確認

受付番号 66

位置等：説明資料の 16 ページと 18 ページに記載

潰廃事由：昭和 52 年から耕作条件がわるく改廃し山林となっている。

現地確認：雑木が繁茂する山林となっており、農地として復旧することが困難と現地確認

受付番号 67

位置等：説明資料の 16 ページと 19 ページに記載

潰廃事由：昭和 60 年頃から耕作不便で耕作放棄

現地確認：笹などが繁茂する原野となっており、農地として復旧することが困難と現地確認

受付番号 68

位置等：説明資料の 20 ページと 21 ページに記載

潰廃事由：昭和 41 年頃から遠方に転居し耕作をやめ荒廃した。

現地確認：笹などが繁茂する原野となっており、農地として復旧することが困難と現地確認

議長：以上で説明が終わりました。ここで質疑・意見を受付けます。

10 番伊藤 63 番屯所ができていて、転用申請ができていない。おそらく行政が係っているもので手続きができていないものと思われるが、これまでも何件かあったように思う。市道の拡幅等は要らないが、その他の転用は市町が係ったとしても手続きが必要なので市へその辺 周知申し入れをしてはどうか。

議長：その辺は行政のほうへ申入れを行う。

(なしの声あり)

議長：ないようですので、採決に移ります。

「非農地証明について」受付番号 59 から 68 の 10 件を一括で採択したいと思います。これにご異議ございませんか。

(なしの声あり)

議長：無いようですので、受付番号 59 から 68 の 10 件について、申請のとおり証明することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員 決定されました。

議長：以上をもちまして本日上程いたしました議案の審議はすべて終了いたしました。

議長：引き続き、「その他」について事務局の説明を求めます。

(係長：説明 以下 略)

議長：ただ今の説明に対し、また、それ以外の事でも結構です。全体を通して皆さんから何かございませんか。

(なしの声あり)

議 長：ないようですので以上で本日の日程をすべて終了しました。
これをもって、閉会といたします。(午後2時35分)